

第176回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち、法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面への記載を省略した事項

■事業報告

カナデングループの現況に関する事項

主要な事業内容	1
主要な事業所	1
使用人の状況	2

会社役員の状況

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等	2
責任限定契約の内容の概要	2
社外役員に関する事項	3

会計監査人の状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

■監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. カナデングループの現況に関する事項

(1) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループの事業は、F A、産業メカトロニクス、産業システム、設備機器、空調・冷熱機器、交通、社会システム、情報通信、半導体・デバイス等、幅広い分野にわたっております。

また、当社グループはエレクトロニクスソリューションズ・カンパニーとして、工場自動化に向けたシステム・ソリューションビジネスを積極的に展開するとともに、スマート社会実現のため、安全・安心をキーワードに省エネ、再生可能エネルギー、環境関連製品を豊富に取り扱っております。

なお、各事業区分別における主要な事業内容は、表のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
F Aシステム事業	F Aシステム事業は、製造ラインの品質・生産性向上に貢献するF A機器、産業システムならびに自動化・IoTソリューション、微細加工に対応するレーザ加工機、放電加工機等のメカトロニクス商品販売しております。
ビル設備事業	ビル設備事業は、無停電電源装置、昇降機等のほか、省エネ化を踏まえた空調機器、住宅設備機器、低温機器、エネルギー管理システム等を販売しております。
インフラ事業	インフラ事業は、交通事業者向けに変電電力設備、LED機器、情報通信機器、車両用電機品等を販売するほか、社会基盤整備に貢献する交通安全システム、太陽光発電設備、地域防災システム等を販売しております。
情通・デバイス事業	情通・デバイス事業は、情報通信機器、自動車及び産業機器に不可欠な半導体、電子デバイス部品等のほか、様々なニーズや課題に応じた映像ソリューションシステム、セキュリティシステム、電子医療装置等を販売しております。

(2) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都中央区
関西支社	大阪府大阪市
中部支店	愛知県名古屋市
九州支店	福岡県北九州市
東北支店	宮城県仙台市

② 子会社

名称	所在地
株式会社カナデンエンジニアリング	東京都中央区
テクノクリエイト株式会社	大阪府大阪市
株式会社日本制御エンジニアリング	兵庫県神戸市
高島電機株式会社	山形県山形市
株式会社タカシマエンジニアリング	山形県山形市
科拿電(香港)有限公司	香港
KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール共和国
科拿電国際貿易(上海)有限公司	中華人民共和国上海市
KANADEN (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
KANADEN VIETNAM CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
KANADEN TRADING (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
KANADEN SOLUTIONS (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
KANADEN SOLUTIONS (INDIA) PVT. LTD.	インド共和国ベンガルール市

(3) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
F Aシステム事業	463名	17名増
ビル設備事業	81名	1名減
インフラ事業	76名	5名減
情通・デバイス事業	150名	8名減
全社（共通）	134名	増減なし
合 計	904名	3名増

(注) 使用人数には、企業集団以外からの出向者を含み、企業集団以外への出向者及び退職者は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
620名	4名増	42.7歳	17.3年

(注) 使用人数には、他社からの出向者を含み、他社への出向者及び退職者は含んでおりません。

2. 会社役員の状況

(1) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役、執行役員等の主要な業務執行者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法行為等に起因する損害賠償請求については填補の対象としないこととしております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役永島 義郎氏、伊藤 弥生氏及び今戸 智恵氏並びに社外監査役野口 昌邦氏及び小川千恵子氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

また、2026年2月2日をもって社外監査役を辞任いたしました内田 敬仁氏との間で同様の契約を締結しておりました。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係及び独立性

役員区分	氏名	出席状況	主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係性及び独立性
取締役	永島 義郎	取締役会 13回/13回 (100%)	<p>永島 義郎氏は、2016年6月の社外取締役就任以降、会社経営者の見地から、取締役会では事業戦略や財務戦略等について監督、助言等を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問について適切に審議・答申を行っております。</p> <p>同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。</p> <p>同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はないため独立性に影響はなく、東京証券取引所の「独立役員に関する基準」を満たしております。</p>
		指名・報酬諮問委員会 5回/5回 (100%)	
取締役	伊藤 弥生	取締役会 13回/13回 (100%)	<p>伊藤 弥生氏は、2021年6月の社外取締役就任以降、幅広い事業経験やICTに関する豊富な知見から、取締役会では事業戦略やDXの推進等について監督、助言等を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問について適切に審議・答申を行っております。</p> <p>同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。</p> <p>同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はないため独立性に影響はなく、東京証券取引所の「独立役員に関する基準」を満たしております。</p>
		指名・報酬諮問委員会 5回/5回 (100%)	
取締役	今戸 智恵	取締役会 13回/13回 (100%)	<p>今戸 智恵氏は、2022年6月の社外取締役就任以降、企業法務に精通した弁護士の見地から、取締役会ではコンプライアンス・ガバナンス等について積極的に監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問について適切に審議・答申を行っております。</p> <p>同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。</p> <p>同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はないため独立性に影響はなく、東京証券取引所の「独立役員に関する基準」を満たしております。</p>
		指名・報酬諮問委員会 5回/5回 (100%)	
監査役	内田 敬仁	取締役会 8回/8回 (100%)	<p>内田 敬仁氏は、2025年6月の社外監査役就任以降、電機業界における豊富な財務・会計に関する知見を活かし、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役就任以降、監査役会において、内部監査について適宜、適切な発言を行っております。</p> <p>同氏の重要な兼職先である三菱電機株式会社は、当社の株式4,720千株（自己株式を控除した持株比率21.17%）を保有する当社の関連会社であります。</p> <p>同氏と当社との間には、金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。</p> <p>なお、同氏は、2026年2月2日付で辞任しております。</p>
		監査役会 4回/4回 (100%)	
監査役	野口 昌邦	取締役会 10回/10回 (100%)	<p>野口 昌邦氏は、2025年6月の社外監査役就任以降、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜、適切な発言を行っております。</p> <p>同氏と当社との間には、監査役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。</p> <p>同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はないため独立性に影響はなく、東京証券取引所の「独立役員に関する基準」を満たしております。</p>
		監査役会 5回/5回 (100%)	
監査役	小川 千恵子	取締役会 2回/2回 (100%)	<p>小川 千恵子氏は、2026年2月の社外監査役就任以降、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、財務会計及び内部監査について適宜、適切な発言を行っております。</p> <p>同氏と当社との間には、監査役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。</p> <p>同氏の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はないため独立性に影響はなく、東京証券取引所の「独立役員に関する基準」を満たしております。</p>
		監査役会 1回/1回 (100%)	

3. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当連結会計年度における監査証明業務に基づく報酬については、上記以外に前連結会計年度に係る追加報酬の額 0.7百万円があります。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当社の重要な子会社のうち、科拿電（香港）有限公司、KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.、科拿電国際貿易（上海）有限公司、KANADEN (THAILAND) CO., LTD.、KANADEN VIETNAM CO., LTD.、KANADEN TRADING (THAILAND) CO., LTD.、KANADEN SOLUTIONS (THAILAND) CO., LTD.及びKANADEN SOLUTIONS (INDIA) PVT. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外として、新リース会計基準の適用に向けた現状調査及び影響分析に関する助言業務等の業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

なお、取締役が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、堅実性と成長性を併せ持った「健全経営」を確実に推し進めていくため、将来の事業展開と企業体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと認識し、連結配当性向40%を基準指標とするとともに、原則として年間配当金の減配はせず、配当の維持もしくは増配を行う累進配当政策を実施しております。

この方針に基づき、当該事業年度の期末配当金につきましては、普通配当金を1株当たり36円とさせていただきます。既に中間配当金として1株当たり36円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株当たり72円となります。

なお、2027年3月期より、短期的な利益変動に左右されず安定的な配当を実現させるため、配当の基準指標として株主資本配当率（DOE）4.5%を採用し、累進配当を継続することといたします。2027年3月期の年間の配当金は1株当たり100円を予定しております。

今後も資本効率（ROE）の向上を強く意識した経営を推進し、収益力の強化と株主還元の充実に努めてまいります。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、役員及び従業員が法令を遵守し社会規範に則った事業活動を行うためにカナデングループ行動憲章及びカナデングループ倫理・行動規範を定め、あらゆる機会を通じ教育を行う。
- ② 当社は、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、役員及び従業員が高い倫理観に基づいた行動をするよう、コンプライアンス推進のための取り組みを協議・実行する。
- ③ 当社は、反社会的勢力及び団体に対し、カナデングループ行動憲章及びカナデングループ倫理・行動規範をもって関係拒絶の姿勢を明確にし、これを実行する。
- ④ 当社は、役職者が法令及び定款に適合した職務執行をすることを確保するために職務権限規程を定め、各職位に対する責任と権限を明確にする。
- ⑤ 当社は、本社総務部門、人事部門及び監査部門並びに外部の弁護士を窓口とした企業倫理ホットラインを設け、法令・定款等の違反行為を未然に防止するとともに、違反行為が発生した場合には、迅速かつ適切な是正措置を講ずる。
- ⑥ 当社は、稟議規程を定め、職務権限規程に則った責任と権限の明確化を促し、確認を保証し、記録を行い、その保存及び管理を通じて業務の適正を確保する。
- ⑦ 当社は、代表取締役の指示のもと、当社グループ全体の内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、財務報告に係る内部統制の適切かつ適正な運用を行う。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会規則及び経営会議規程の定めに基づき取締役会議事録及び経営会議議事録を本社総務部門において10年間保管する。
- ② 本社総務部門は、取締役又は監査役が取締役会議事録又は経営会議議事録の閲覧を要請したときは、速やかにこれを閲覧に供せねばならない。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び当社グループに及ぶ総合的なリスクの監視及び対応は本社総務部門が担い、財物リスク、法務リスク、環境リスク、労務リスク、情報セキュリティ、取引信用リスク等、各部門所管業務に付随するリスクの管理は当該部門が行う。
- ② 当社及び当社グループが危機的な状況に置かれた際の基本対応を危機管理規則及び災害対策規則として定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの企業理念を定め、これらを具現化するために中期経営計画を策定する。
- ② 当社は、経営の意思決定の迅速化と事業活動の機動性を確保するために執行役員制度を制定する。
- ③ 取締役会は、執行役員を選任を行うとともに執行役員規程及び執行役員会規程を定め、執行役員の業務執行を監督する。

(5) 当社及び当社関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社が業務の適正を確保するために関係会社管理規程を定め、同規程に基づき事業推進部門が関係会社を所管する。

また、当社は、当社役員又は従業員に関係会社の取締役又は監査役を兼務させ、当該兼務者をして関係会社の取締役の職務執行状況を報告させる。

- ① 事業推進部門は、職務権限規程に則り関係会社に対し企業統治等、業務の適正を確保するための総合的な助言・指導を行う。
- ② 監査部門は、関係会社に対し定期的な業務監査を行う。
- ③ 本社総務部門は、関係会社に対し法令遵守等の助言・指導を行う。
- ④ 輸出管理部門は、関係会社に対し安全保障輸出管理の助言・指導を行う。
- ⑤ 人事部門は、関係会社に対し労務管理の助言・指導を行う。
- ⑥ 財務部門は、関係会社に対し財務に関する助言・指導を行う。
- ⑦ 経理部門は、関係会社に対し会計及び経営管理に関する助言・指導を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社は、監査役会と協議のうえ監査役の職務を補助すべき使用人を設置しない。ただし、監査役から特段の求めがあった場合は、臨時にこれを設置する。
- ② 臨時に監査役の補助をする者は、管理部門に属する非管理職者とし、監査役の補助に従事するときは監査役以外からの指揮命令を受けない。
- ③ 臨時に監査役の補助をする者の補助に従事した期間に係る人事考課及び人事異動は監査役会に意見を求める。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、監査役会に対し法定事項に加え当社及び当社グループに重要な影響を及ぼす事項、会計監査人及び内部監査人による監査の状況、その他コンプライアンス上重要な事項等を報告するものとし、報告したことを理由に不利益な取り扱いを受けない。
- ② 当社は、企業倫理ホットラインの運用により、法令・定款等に違反する重大な事実その他コンプライアンス上重要な事項等について知り得た場合、監査役へ適切な報告をする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役との間で、定期的に意見交換会を開催する。
- ② 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求した場合は、その費用等が監査役の職務の執行に必要なではないと認められたときを除き、これに応じる。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を取締役会において決議し、全社において適切に運用しております。

(1) 重要な会議の開催概況

取締役会は、迅速かつ適確な経営判断がなされるよう社外取締役3名を含む7名で構成しており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、取締役会の補助機関として経営会議を設置し、原則毎週1回、経営に関する重要事項について審議・意思決定を行っております。

さらに、取締役及び執行役員で構成する執行役員会を毎月1回定期的に開催し、業務執行内容の報告を求めるとともに、経営の意思決定が適確に業務執行部門に伝わる仕組みとしております。

(2) 指名・報酬諮問委員会について

当社では、取締役及び執行役員の指名・報酬に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、2018年度から指名・報酬諮問委員会を設置しております。

同委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役3名、社内取締役1名からなる4名で構成され、取締役及び執行役員の選任・解任（解職）、サクセッションプランの策定並びに取締役の報酬等について、取締役会又は代表取締役からの諮問を受け、審議・答申を行っております。

(3) グループ会社の経営管理体制について

関係会社が業務の適正を確保するために関係会社管理規程を定め、同規程に基づき事業推進部門が関係会社を所管しております。

関係会社の取締役又は監査役を当社役員又は従業員に兼務させ、当該兼務者をして関係会社の取締役の職務執行状況を報告させております。

(4) コンプライアンスに関する取り組み

企業倫理の確固たる確立を図るため、代表取締役を委員長とし、取締役・執行役員を委員としたコンプライアンス委員会を設置し、役員及び従業員が高い倫理観に基づいた行動をするよう、コンプライアンス推進のための取り組みを協議・実行しております。

また、不祥事の未然防止と自浄作用の強化を目的とし、「企業倫理ホットライン」を設置し運用しております。

通報者の範囲は、当社グループ会社の役員、社員、契約社員、パート社員、派遣社員はもとより、役員を除く1年以内の退職者までを対象としており、さらに通報者保護の観点から受付窓口を社外の弁護士事務所にも置き、通報者が特定され不安を感じることがないように、細心の注意を払っております。

(5) 監査役会の概況について

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成され、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役会・執行役員会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなどの監査を実施しております。さらに、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて関係会社から営業の報告を求めるといった監査も実施し、監査役会と会計監査人とは、定期的な意見交換を行っております。

また、監査役会と代表取締役及び監査役会と社外取締役の間において、定期的な情報交換を実施しております。

(6) 内部監査部門の概況について

当社では、内部監査部門として監査部を設置し、監査部長を含む4名体制で業務執行から独立した立場で各事業部門の事業運営活動が法令、定款、社内規程及び経営方針・事業計画に沿って行われているかを検証し、各事業部門に具体的な助言・勧告を行うことにより、健全性の保持に努めております。

内部監査は年間計画に基づき実施され、その結果は代表取締役及び監査役に報告され、実施状況・結果を経営者が把握するとともに、対象部門の担当取締役及び執行役員がフォローアップを実施しております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日残高	5,576	5,355	34,688	△312	45,308
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,671		△1,671
親会社株主に帰属する当期純利益			3,966		3,966
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△3		20	17
利益剰余金から資本剰余金への振替		3	△3		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,290	20	2,311
2026年3月31日残高	5,576	5,355	36,978	△291	47,619

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2025年4月1日残高	1,315	373	955	36	2,681	－	47,989
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,671
親会社株主に帰属する当期純利益							3,966
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							17
利益剰余金から資本剰余金への振替							－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	608	－	8	△14	603	15	618
連結会計年度中の変動額合計	608	－	8	△14	603	15	2,929
2026年3月31日残高	1,924	373	964	22	3,284	15	50,918

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

(株)カナデンエンジニアリング、テクノクリエイイト(株)、(株)日本制御エンジニアリング、高島電機(株)、(株)タカシマエンジニアリング、科拿電(香港)有限公司、KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE.LTD.、科拿電国際貿易(上海)有限公司、KANADEN (THAILAND) CO.,LTD.、KANADEN TRADING (THAILAND) CO.,LTD.、KANADEN SOLUTIONS (THAILAND) CO.,LTD.、KANADEN VIETNAM CO.,LTD.

(2) 非連結子会社の名称

KANADEN SOLUTIONS (INDIA) PVT. LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社(KANADEN SOLUTIONS (INDIA) PVT. LTD.)及び関連会社(菱神電子エンジニアリング(株))は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

科拿電(香港)有限公司、KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE.LTD.、科拿電国際貿易(上海)有限公司、KANADEN (THAILAND) CO.,LTD.、KANADEN TRADING (THAILAND) CO.,LTD.、KANADEN SOLUTIONS (THAILAND) CO.,LTD.及びKANADEN VIETNAM CO.,LTD.の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヵ月以内であるため連結計算書類の作成にあたっては、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法による定額法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

②デリバティブ……………時価法

③棚卸資産……………主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定率法を採用し、在外連結子会社は定額法を採用しております。(ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。)

(リース資産は除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 10～15年

工具、器具及び備品 5～15年

②無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

取引に係るリース資産

所有権移転外ファイナンス・リース……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

取引に係るリース資産

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④役員退職慰労引当金……………退職慰労金支給に備えるため内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、F Aシステム事業、ビル設備事業、インフラ事業、情通・デバイス事業の4つの事業を営んでおり、物販、保守サービス等に関する契約を顧客と締結しております。これらの契約から約束された財又はサービスを特定し、それらの履行義務に対応して収益を認識しております。

また、財又はサービスを顧客に移転するという約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能であり、かつ、顧客がその財又はサービスからの便益を単独で得ることができる場合、区分した履行義務として会計処理しております。

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容と収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

①物販

産業用機械・半導体等の汎用的な物品の販売は、顧客に物品を出荷した時点で収益を認識することを基本としております。ただし、顧客仕様の特殊な物品、動作確認が必要な精密機械や現地据付調整・工事請負契約を伴う物品等の販売は、顧客による動作確認等の検収が完了した時点で収益を認識しております。

②保守サービス

保守・点検のサービスは、サービス契約の主たる内容に基づいて、契約期間に応じてサービスを提供し続けるものは契約期間に按分して収益を認識しております。また、一時点の作業としてサービスを提供するものは、顧客による作業完了の検収が完了した時点で収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割を判断した結果、当社グループが本人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しております。当社グループが仕入先の代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を表示しております。

また、当社グループは受注金額を基礎として、値引、割引、リピート等の変動対価を控除した金額で取引価格を算定しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2～3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…………… 為替予約取引

ヘッジ対象…………… 外貨建金銭債権債務

③ヘッジ方針

当社では、為替予約は通常の営業取引に係る為替変動リスク回避の目的で実需の範囲内で利用しており、投機目的のためのデリバティブ取引は行っておりません。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(7) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付に係る資産に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

5. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔収益認識に関する注記〕

（顧客との契約から生じる収益を分解した情報）

報告セグメント別、分野別に分解した収益の情報は以下のとおりです。
当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				
	F Aシステム事業	ビル設備事業	インフラ事業	情通・デバイス事業	合計
売上高					
F A分野	36,945	－	－	－	36,945
産業メカトロニクス分野	3,603	－	－	－	3,603
産業システム分野	14,386	－	－	－	14,386
設備機器分野	－	11,811	－	－	11,811
空調・冷熱機器分野	－	6,523	－	－	6,523
交通分野	－	－	32,836	－	32,836
社会システム分野	－	－	6,234	－	6,234
情報通信分野	－	－	－	13,495	13,495
半導体・デバイス分野	－	－	－	19,777	19,777
顧客との契約から生じる収益	54,935	18,335	39,070	33,273	145,614
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	54,935	18,335	39,070	33,273	145,614

（収益を理解するための基礎となる情報）

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産に該当するものは、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益に係る未請求の売掛金であり、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。期首時点の契約資産の残高は374百万円であり、

また、契約負債に該当するものは、主に契約に基づいて義務の履行に先立ち顧客より受領した前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。期首時点の前受金の金額は1,092百万円であり、原則として、当連結会計年度において取り崩しを行っております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約はありません。なお、当初に予想される契約期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

(1) のれんの当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 1,400百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しております。

②金額の算出に用いた主要な仮定

主要な仮定は、事業計画における売上高及び営業利益の成長率であります。これらは当社グループが入手可能な情報に基づいた一定の仮定と経営者の判断を伴うものであります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローが生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際にキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算処理において、のれんについて減損損失を認識する可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,030百万円

2. 土地再評価法の適用

〔土地の再評価に関する法律〕（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法、及び第3号に定める土地課税台帳に基づき、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日……………2002年3月31日

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	22,500	－	－	22,500
合計	22,500	－	－	22,500
自己株式				
普通株式	218	0	14	204
合計	218	0	14	204

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少14千株は、譲渡制限付株式報酬制度に伴う自己株式の処分による減少14千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月16日取締役会	普通株式	868	39.0	2025年3月31日	2025年6月9日
2025年11月4日取締役会	普通株式	802	36.0	2025年9月30日	2025年11月28日
計		1,671			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月13日取締役会	普通株式	802	利益剰余金	36.0	2026年3月31日	2026年6月2日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余資運用については短期運用を中心として、長期運用も含めて元本保証型金融商品のみで運用していません。

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、得意先信用管理規則に従い、各事業部門が得意先の業態・資力に応じた信用限度設定を行うとともに、必要に応じて担保等の提供を受けるほか、定期的に得意先の状況と債権推移をモニタリングし、財務状態等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額248百万円）は、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券及び投資有価証券	4,979	4,970	△8
資産計	4,979	4,970	△8

- (注) 「受取手形」、「売掛金」、「契約資産」、「電子記録債権」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「未払法人税等」、「リース債務」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
 レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
 レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株 式	4,379	－	－	4,379
資 産 計	4,379	－	－	4,379

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社 債	－	591	－	591
資 産 計	－	591	－	591

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が所有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

- 1 株当たり純資産額 2,283円12銭
- 2 株当たり当期純利益 177円94銭

〔企業結合等に関する注記〕

〔企業結合に係る暫定的な処理の確定〕

2024年12月2日に行われた高島電機株式会社並びにその子会社である株式会社タカシマエンジニアリングとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額318百万円は、会計処理の確定により19百万円減少し、298百万円となっております。のれんの減少は、無形固定資産（顧客関連資産）が28百万円、繰延税金負債が8百万円それぞれ増加したことによるものであります。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	[70,606]
現金及び預金	18,097
受取手形	235
電子記録債権	8,226
売掛金	33,038
契約資産	202
商品及び製品	6,235
原材料及び貯蔵品	1
前渡金	1,562
前払費用	321
関係会社短期貸付金	215
未収入金	2,385
その他	91
貸倒引当金	△6
固定資産	[19,849]
有形固定資産	[8,016]
建物	3,318
機械及び装置	26
工具、器具及び備品	255
土地	4,331
リース資産	83
無形固定資産	[1,101]
ソフトウェア	1,072
その他	28
投資その他の資産	[10,731]
投資有価証券	4,878
関係会社株式	4,485
関係会社長期貸付金	1,065
長期前払費用	0
前払年金費用	416
その他	148
貸倒引当金	△33
関係会社貸倒引当金	△230
資産合計	90,456

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	[44,023]
支払手形	23
電子記録債務	5,443
買掛金	28,404
リース債務	39
未払金	2,381
未払法人税等	1,308
前受金	3,661
預り金	51
関係会社事業損失引当金	443
賞与引当金	1,072
役員賞与引当金	105
受入保証金	646
その他	441
固定負債	[307]
リース債務	53
繰延税金負債	66
再評価に係る繰延税金負債	172
資産除去債務	14
負債合計	44,331
(純資産の部)	
株主資本	[43,941]
資本金	[5,576]
資本剰余金	[5,359]
資本準備金	5,359
利益剰余金	[33,298]
利益準備金	588
その他利益剰余金	32,709
別途積立金	16,740
繰越利益剰余金	15,969
自己株式	[△291]
評価・換算差額等	[2,183]
その他有価証券評価差額金	1,809
土地再評価差額金	373
純資産合計	46,125
負債・純資産合計	90,456

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		132,809
売上原価		116,670
売上総利益		16,138
販売費及び一般管理費		11,466
営業利益		4,672
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	165	
仕入割引	83	
不動産賃貸料	70	
為替差益	168	
その他	32	542
営業外費用		
支払利息	19	
寄付金	12	
関係会社貸倒引当金繰入額	80	
その他	11	123
経常利益		5,091
特別利益		
投資有価証券売却益	156	156
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社事業損失引当金繰入額	443	443
税引前当期純利益		4,804
法人税、住民税及び事業税	1,815	
法人税等調整額	△117	1,697
当期純利益		3,106

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途積立金	繰越利益 剰余金			
2025年4月1日残高	5,576	5,359	-	5,359	588	16,740	14,538	31,866	△312	42,489
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△1,671	△1,671		△1,671
当期純利益							3,106	3,106		3,106
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			△3	△3					20	17
利益剰余金から 資本剰余金への振替			3	3			△3	△3		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,431	1,431	20	1,451
2026年3月31日残高	5,576	5,359	-	5,359	588	16,740	15,969	33,298	△291	43,941

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 評価 差額	有価証券 金額	土地再評価差額金	
2025年4月1日残高		1,256	373	44,120
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,671
当期純利益				3,106
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				17
利益剰余金から 資本剰余金への振替				-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		552	-	552
事業年度中の変動額合計		552	-	2,004
2026年3月31日残高		1,809	373	46,125

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券 …………… 償却原価法による定額法
- (2) 子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ①市場価格のない株式等以外のもの…………… 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - ②市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 …………… 定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法) を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～50年
機械及び装置	10～15年
工具、器具及び備品	5～15年
- (2) 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年以内) に基づく定額法を採用しております。
- (3) リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース
取引に係るリース資産 …………… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース
取引に係るリース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、F Aシステム事業、ビル設備事業、インフラ事業、情通・デバイス事業の4つの事業を営んでおり、物品販売、保守サービス等に関する契約を顧客と締結しております。これらの契約から約束された財又はサービスを特定し、それらの履行義務に対応して収益を認識しております。
また、財又はサービスを顧客に移転するという約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能であり、かつ、顧客がその財又はサービスからの便益を単独で得ることができる場合、区分した履行義務として会計処理しております。
当社の主要な事業における主な履行義務の内容と収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

- ①物品販売
産業用機械・半導体等の汎用的な物品の販売は、顧客に物品を出荷した時点で収益を認識することを基本としております。ただし、顧客仕様の特殊な物品、動作確認が必要な精密機械や現地据付調整・工事請負契約を伴う物品等の販売は、顧客による動作確認等の検収が完了した時点で収益を認識しております。
- ②保守サービス
保守・点検のサービスは、サービス契約の主たる内容に基づいて、契約期間に応じてサービスを提供し続けるものは契約期間に按分して収益を認識しております。また、一時点の作業としてサービスを提供するものは、顧客による作業完了の検収が完了した時点で収益を認識しております。
なお、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割を判断した結果、当社が本人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しております。当社が仕入先の代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を表示しております。
また、当社は受注金額を基礎として、値引、割引、リベート等の変動対価を控除した金額で取引価格を算定しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2～3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. 外貨建の資産及び負債の

本邦通貨への換算基準…………… 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- (2) 関係会社貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、関係会社の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- (3) 関係会社事業損失引当金 …………… 清算を予定している関係会社の事業に係る損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。
- (4) 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (5) 役員賞与引当金 …………… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際の事業年度から費用処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法 …………… 為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 …………… 為替予約取引
ヘッジ対象 …………… 外貨建金銭債権債務
- (3) ヘッジ方針 …………… 当社では、為替予約は通常の営業取引に係る為替変動リスク回避の目的で実需の範囲内で利用しており、投機目的のためのデリバティブ取引は行っておりません。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 …………… ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

8. その他計算書類作成のための重要な事項

- 退職給付に係る会計処理 …………… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔収益認識に関する注記〕

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

〔貸借対照表に関する注記〕

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,378百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 4,475百万円 |
| 短期金銭債務 | 19,242百万円 |
3. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 …………… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法、及び第3号に定める土地課税台帳に基づき、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。
- ・再評価を行った年月日 …………… 2002年3月31日

〔損益計算書に関する注記〕

- | | |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 11,528百万円 |
| 仕入高 | 63,031百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 184百万円 |

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期首株式数(千株)	当 事 業 年 度 増加株式数(千株)	当 事 業 年 度 減少株式数(千株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (千 株)
普通株式	218	0	14	204
合 計	218	0	14	204

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少14千株は、譲渡制限付株式報酬制度に伴う自己株式の処分による減少14千株であります。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	338百万円
未払事業税	70百万円
貸倒引当金	12百万円
関係会社貸倒引当金	72百万円
関係会社事業損失引当金	139百万円
ゴルフ会員権評価損	26百万円
ソフトウェア開発費	134百万円
その他	316百万円
繰延税金資産小計	1,111百万円
評価性引当額	△362百万円
繰延税金資産合計	749百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△1百万円
その他有価証券評価差額金	△814百万円
繰延税金負債合計	△815百万円
繰延税金負債の純額	66百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.02%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.53%
住民税均等割額	0.58%
評価性引当額の増減	3.02%
その他	△0.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.34%

〔退職給付に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従来採用していた確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を、2024年12月1日付で確定拠出年金制度へ移行しております。

なお、旧制度については一部の従業員を対象とした閉鎖型として存続しており、現在は確定拠出年金制度と併用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務に関する事項 (2026年3月31日現在)

① 退職給付債務	△152百万円
② 年金資産	602百万円
③ 未積立退職給付債務①+②	449百万円
④ 未認識数理計算上の差異	△32百万円
⑤ 未認識過去勤務費用	-百万円
⑥ 貸借対照表計上額純額③+④+⑤	416百万円
⑦ 前払年金費用	416百万円

(2) 退職給付費用に関する事項 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

① 勤務費用	-百万円
② 利息費用	1百万円
③ 期待運用収益	△1百万円
④ 数理計算上の差異	△13百万円
⑤ 過去勤務費用	-百万円
⑥ 退職給付費用①+②+③+④+⑤	△12百万円

(注) 上記退職給付費用以外に、割増退職金0百万円を支払っており、販売費及び一般管理費として計上しております。

(3) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
② 割引率	0.90%
③ 期待運用収益率	0.25%
④ 過去勤務費用の処理年数	4年
発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。	
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	4年
各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理しております。	

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への拠出額は、当事業年度258百万円であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	三菱電機(株)	東京都千代田区	175,820	電気機器製造販売	(被所有)直接21.2	当社は三菱電機(株)の代理店・特約店	商品の売上	6,031	売掛金 電子記録債権 前受金	846 1,211 267
							商品の仕入	61,614	買掛金 前渡金 未払金 未収入金	17,554 1,329 1,338 836
							上記取引に係る仕入割引	82	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

売上高、仕入高及び仕入割引についての価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上取引価格を決定しております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE., LTD.	シンガポール	100万SG\$	半導体・デバイス等の販売	(所有)直接100.0	半導体・デバイス等の販売	商品の販売	2,886	売掛金 未収入金	941 3
子会社	KANADEN VIETNAM CO., LTD.	ベトナム	100万US\$	FA機器・加工機器販売、自動化・IoT等ソリューションビジネスに係るシステム販売	(所有)直接100.0	資金の貸付 役員の兼任等	資金の貸付 利息の受取	99 4	関係会社 長期貸付金 未収収益	335 2

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

売上高についての価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上取引価格を決定しております。

2. 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

3. KANADEN VIETNAM CO.,LTD.への貸付金に対し、230百万円の関係会社貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、80百万円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社の子会社	三菱電機住環境システムズ(株)	東京都台東区	2,627	住宅設備機器及び家庭電気機器の販売	—	同社製品等の販売・仕入	商品の売上	29	売掛金	1
							商品の仕入	4,065	電子記録債権 買掛金 未収入金	822 482 93
その他の関係会社の子会社	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	東京都港区	350	重電関係プラント及び機器のメンテナンスサービス並びにエンジニアリング	—	同社製品等の販売・仕入	商品の売上	104	売掛金 電子記録債権	6 4
							商品の仕入	4,556	電子記録債権 買掛金 未収入金	1,163 1,881 22

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

売上高、仕入高についての価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上取引価格を決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	2,068円79銭
2. 1株当たり当期純利益	139円39銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社カナデン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 上田知範
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井上卓也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カナデンの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カナデン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して、以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社カナデン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 上田知範
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井上卓也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カナデンの2025年4月1日から2026年3月31日までの第176期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第176期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制について、取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

株式会社カナデン 監査役会

常勤監査役 塚田和弘
社外監査役 野口昌邦
社外監査役 小川千恵子

以上